

土建第 1893 号

平成 30 年 2 月 19 日

(公社) 沖縄県建築士会会長
(一社) 沖縄県建築士事務所協会会長
(一社) 沖縄県建設業協会会長
(一社) 沖縄県設備設計事務所協会会長
(一社) 沖縄県電気管工事業協会会長
(公社) 日本建築家協会沖縄支部長 殿

沖縄県土木建築部長



建築物防災週間（平成 29 年度春季）における防災対策の推進について

日頃より、本県の建築基準行政の円滑な執行にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記週間につきましては、建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与するため、国・県・特定行政庁が下記により実施します。

つきましては、貴団体におかれましても本週間の趣旨をご理解いただき、貴下会員等への周知方宜しく願います。

記

実施期間 平成 30 年 3 月 1 日（木）～平成 30 年 3 月 7 日（水）

建築物防災週間での取り組み

- (1) 防災査察の実施
- (2) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動
- (3) 吹付けアスベストの飛散防止対策等の調査及び是正指導

平成 29 年度春季を通じた防災・安全確保に関する取り組み

- (1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進
- (2) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底
- (3) 民間建築物のアスベスト対策の推進
- (4) 既設エレベーターの安全対策の促進
- (5) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底
- (6) 工事現場の危害の防止の徹底

実施機関

土木建築部 建築指導課
北部土木事務所 建築班
中部土木事務所 建築班
南部土木事務所 建築班
宮古土木事務所 建築班
八重山土木事務所 建築班

那覇市都市計画部 建築指導課
浦添市都市建設部 建築指導課
沖縄市建設部 建築・公園課
宜野湾市建設部 建築課
うるま市都市建設部 建築指導課

建築指導課指導班 担当：川崎

TEL：(098)866-2413



国住指第 4228 号
平成 30 年 2 月 16 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公印省略)

建築物防災週間における防災対策の推進について (平成 29 年度春季)

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、平成 29 年度春季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成 30 年 3 月 1 日 (木) から 3 月 7 日 (水) まで

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する調査及び是正指導の徹底

吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、報告がなされていない建築物や、対策が講じられていない建築物が一定数残っています。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第 9 条及び第 10 条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第 18 条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

また、総務省行政評価局による「アスベスト対策に関する行政評価・監視一飛

散・ばく露防止対策を中心として「結果に基づく勧告（平成 28 年 5 月 13 日）」において、いくつもの地方公共団体では、建築物防災週間で実施している本調査の実施に当たり、調査対象を制限するなど、調査が適切に行われていない実態が明らかになったことを踏まえ、平成 28 年 5 月 17 日付け国住指第 4275 号において通知しておりますので、引き続き、実態把握調査の適正化を図ってください。

（2）防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記（1）の調査において未報告、未対応の建築物や、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

（3）住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

（4）その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

3. 最近の防災・安全確保に関する取り組み

（1）住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

耐震改修促進法に基づき、耐震診断を実施し、倒壊の危険性が高いとされた建築物の所有者等に対しては、耐震改修の実施に向けたきめ細かな対応や必要な指導・指示を行うよう努めてください。また、耐震診断結果の公表にあたっては、引き続き公平性の確保や、地域における建築物の個別の状況、営業上の競争環境等にも十分配慮し、公表内容の更新など丁寧な運用を行うよう努めてください。

切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの災害に備えるため、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが大変重要です。このため、平成 29 年度予算では、地震発生後も機能継続が求められる防災拠点について、耐震改修等に係る補助対象限度額の拡充等を行いました。また、平成 30 年度予算案には、住宅の耐震化に向けて積極的な取組を行っている地方公共団体を対象とした、住宅耐震化を総合的に支援する新たなメニューを創設するなど、地震対策に対する支援強化を盛り込んでいますので、これらの制度を積極的に活用し、住宅・建築物の耐震化及び災害時の利用者の安全確保に努めて下さい。

また、熊本地震では、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構造の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成 12 年以前に建築されたものについても倒壊等の被害が見られました。このような被害を踏まえ、国土交通省の依頼により、耐震改修促進法に基づく指定耐震改修支援センターである（一財）日本建築防災協会において、既存の木造住宅のうち平成 12 年以前のものを中心に、

耐震性を効率的に確認する方法が作成され、昨年5月に「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」として同協会ホームページにおいて公開されておりますので、お知らせいたします。建物の所有者等が耐震性の検証に活用できるよう、本検証法を引き続き広く周知してください。

（2）建築物が密集する地域における防火改修の促進について

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災を踏まえて、防火対策が講じられていない建築物が密集する地域においては、その実情に応じた建替えや防火改修を促進するようお願いいたします。

なお、このような防火対策を講じる場合、防災・安全交付金等によって国費を活用した補助事業を実施することもできます。また、平成30年度予算案には、本事業に係る対象地域の拡充を盛り込んでおりますので、積極的な防火対策の推進に努めてください。

（3）大規模倉庫火災を踏まえた対策について

平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した火災では、大規模な倉庫において延焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、国土交通省においては、消防庁と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行いました。同検討会においては6月30日に報告書を取りまとめ、大規模倉庫を対象とした、初期火災の拡大防止を図るための方策や、より効率的な消火活動を実施するための方策について提言がなされました^{*1}。

国土交通省においては、提言を踏まえて、感知器に係る電気配線の短絡によって、多数の防火シャッターが作動しなくなる状況が発生することを防ぐための対策を講じるため、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）」の改正についてパブリックコメントの募集を行いました。今後、提出していただいたご意見を踏まえて、改正に向けた準備を進めてまいります。

※1・・・詳細については、消防庁HPをご確認ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kcnto/h29/miyoshimachi_souko_kasai/houkoku/houkokusyo.pdf

（4）木造の寄宿舍等を対象とした違反对策の徹底について

平成30年1月に北海道札幌市の寄宿舍において発生した火災により、死者11人、負傷者3人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾です。類似の火災の発生を防止するため、「木造の寄宿舍等を対象とした違反对策の徹底について（平成30年2月1日付け国住指第4030号）」において通知したとおり、木造の寄宿舍等に対する違反对策について、消防部局及び福祉部局と情報共有を図るとともに、連携して指導の徹底を図ってください。

（5）既設エレベーターの安全対策の促進について

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置等の安全対策が義務付けられていますが、既設エレベーターについても安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進す

る必要があります。「エレベーターの安全確保の徹底について（平成 28 年 9 月 1 日付け国住指第 1934 号）」では、戸開走行保護装置の設置促進を行うよう、所有者等への意識啓発、戸開走行保護装置のマーク表示制度の活用、補助制度の活用等積極的な取り組みを行うよう改めて通知しました。

特に、戸開走行保護装置等の設置促進には、地方公共団体における補助制度の整備・充実が不可欠ですので、未だ整備していない都道府県又は市区町村においては、速やかに制度の整備を進めてください。また、建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査・報告制度によって、戸開走行保護装置等の設置状況を把握、分析する等、設置促進の必要性を認識した上で、地域に応じた促進策を講じてください。

（６）遊戯施設の安全確保の促進について

遊戯施設については、近年の多様な遊戯施設の開発等により、通常の走行時にも非常に大きな加速度が生ずるものによる事故が発生している状況を鑑み、遊戯施設の身体保持装置に係る基準（平成 12 年建設省告示第 1426 号）の全部を改正し、平成 29 年 3 月 29 日に公布、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしていることから、今後の運用について留意願います。

また、昨年度、熊本県内コースターにおいて乗客が車両から外に出した手を構造物に強打した事故が発生していることから、遊戯施設の所有者に対し、乗客が他の構造物に触れる危険がある場合には、乗客への事前アナウンス等を徹底するよう指導する等、安全確保の促進に取り組んでください。

（７）既存建築物等に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

建築物等の所有者等に対し、建築物等の適正な維持保全及び定期報告制度の重要性について広く周知するとともに、同制度の適正な運用に努めてください。

また、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないものの所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。特に不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

また、昇降機については、平成 28 年 2 月に所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項等を取りまとめ「「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について（平成 28 年 2 月 19 日付け国住指第 3984 号）」において通知し、これらの活用についても、平成 29 年 5 月から 7 月にかけて各地方で説明会を開催しておりますので、積極的な活用を働きかけください。

（８）近年改正した基準に係る既存建築物の安全対策の促進について

建築基準法令における構造関係規定のうち、地震に対する建築物の安全性に係る規定以外にも、近年の自然災害を踏まえた建築基準法令の改正により基準が強化されているものがあります。

具体的には、まず、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における天井脱落被

害を踏まえて建築基準法施行令が改正され、平成 26 年 4 月 1 日より、特定天井については構造耐力上安全な構造として国土交通大臣が定めた構造方法を用いること等とされたところです。地震時における特定天井の脱落は、人命に危険を及ぼすだけでなく、地震後に避難所等の防災拠点として使用が期待される建築物の機能継続を妨げることにもつながります。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に規定する土砂災害特別警戒区域において居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分については、建築基準法施行令第 80 条の 3 に基づき、土砂災害により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いること等が規定されています。特に、近年、局地的な豪雨による土砂災害で多数の死者を伴う甚大な被害が発生していることを踏まえ、平成 27 年 1 月 18 日に施行された改正土砂災害防止法に基づき定められた土砂災害防止対策基本指針では、各都道府県はおおむね 5 年程度で基礎調査を完了させることが目標とされていることから、今後、同区域における既存不適格建築物の増加が見込まれます。

さらに、平成 26 年 2 月の関東甲信地方における大雪による建築物の被害を踏まえ、「保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件」（平成 19 年国土交通省告示第 594 号）が改正され、多雪区域以外の区域（垂直積雪量が 0.15m 以上の区域に限る。）において特定緩勾配屋根部分を有する建築物（屋根版を鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造としたものを除く。）については、平成 31 年 1 月 15 日より、構造計算に用いる積雪荷重の値を、積雪後の降雨の影響も考慮して割り増すこととされたところです。

これらについては、改正後の基準に対して既存不適格となる建築物の建築主、所有者等に対し、基準に不適合であることによる影響を周知するなどの取組みを進める必要があります。

なお、これらの基準に対し既存不適格となる建築物で一定の要件を満たすものの改修にあたっては、国は社会資本整備総合交付金等の住宅・建築物安全ストック形成事業による支援措置を講じていますので、地方公共団体においては活用を検討してください。

（9）民間建築物における吹付けアスベストの調査、除去等の推進について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を的確に把握するため、「民間建築物における今後のアスベスト対策について（平成 29 年 6 月 22 日付け国住指第 810 号）」を踏まえて、アスベスト調査台帳の整備を推進してください。台帳の整備に当たっては、延べ面積が 1,000 m²以下の小規模民間建築物についても、対象となる建築物の優先順位を定めた上で、積極的に把握を進めてください。

また、吹付アスベストの除去等の対策を推進するため、民間建築物所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むようお願いいたします。特に国の社会資本整備総合交付金による住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の活用に向けて、引き続き、以下の項目に取り組んでください。

- ① 小規模建築物を含む民間建築物を対象とした補助事業として、アスベスト改修事業を整備すること。

- ② 民間建築物所有者にアスベスト改修事業を周知し、早期の対応を促すこと。

なお、アスベスト対策の必要性やアスベスト改修事業に係る周知をより積極的に進めるために、平成30年度予算案においてアスベスト改修事業を延長することとしておりますので、①都道府県及び管内の市区町村のアスベスト担当者との連絡会議の開催を通じた、民間建築物所有者への重点的な周知徹底及び②アスベスト改修事業の積極的な活用についてご検討いただくようお願いします。詳細については、「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）の延長について（平成29年12月25日付け事務連絡）」及び別添1をあわせて参照するようお願いいたします。

(10) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成22年10月20日付け国住指第2669号）」により、周知徹底を図っているところですが、昨年6月に東京都渋谷区の工事現場で構台撤去を行うための鉄骨材の切断中に支柱が転倒する事故が発生したことに加え、10月には福岡県福岡市の工事現場で鉄製の足場が倒壊する事故が発生し、それ以外にも解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第90条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建第103号、国住防第3号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添2のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成23年8月24日付け国住防第4号）」等における危害防止策等の例について工事の施工者等に広く周知する等、必要な対策を講じてください。

4. 建築物防災週間の実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2及び2を平成30年5月18日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。作業に当たっては以下の点にご留意ください。なお、ご提出いただいた実施結果並びに各地方公共団体における督促及び指導の状況は、取りまとめ次第、公表する予定です。

- ・別紙1-1については、特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめ頂き、別紙1-2及び2については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。
- ・2. (1)で実施していただく調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取り組みを行い、これらの取り組み内容等を別紙1-1に記載して

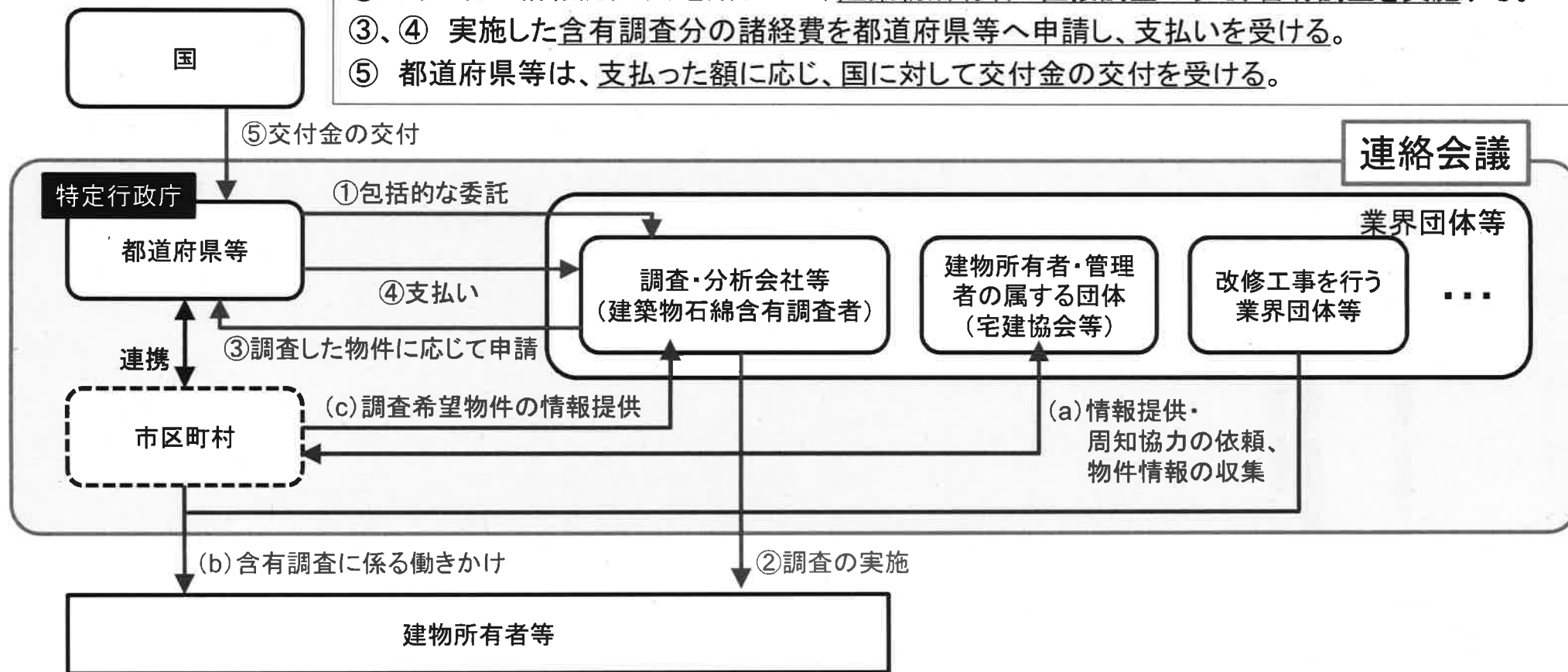
報告いただきますよう併せてお願いいたします。

5. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 唐澤
電話 03-5253-8111 (内線 39569)

<補助制度のスキーム>

- ① 都道府県が建築物石綿含有建材調査者と調査戸数、金額等についての包括的な委託を行う。
- ② 調査者は情報提供(c)を踏まえて、建築物所有者と直接調整のうえ、含有調査を実施する。
- ③、④ 実施した含有調査分の諸経費を都道府県等へ申請し、支払いを受ける。
- ⑤ 都道府県等は、支払った額に応じ、国に対して交付金の交付を受ける。



<ニーズ把握・普及啓発のスキーム>

- (a) 市区町村は、業界団体に対し情報提供・周知協力の依頼を行い、業界団体から調査を希望する参加会員の物件情報の収集を行う。
- (b) 市区町村は、都道府県・業界団体と共に建物所有者等に対して、含有調査に係る働きかけを行う。
- (c) 建築物所有者からの相談・業界団体からの情報提供を受けて、委託を受けた調査・分析会社等に対して情報提供を行う。

工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
 - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
 - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
 - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破砕すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずること。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。